

京労委令和3年（不）第1号

申立人 関西非正規等労働組合

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

第 2 準 備 書 面

令和 3 年 9 月 15 日

京都府労働委員会会長 様

申立人

関西非正規等労働組合

執行委員長 橋口 昌治

申立人は、令和3年9月1日付求釈明に対し、以下のとおり主張する。

1. 8月21日付答弁書への反論

被申立人は、8月21日付答弁書において、「申立人側からは日程調整の提案に対する反応はなく」と述べているが、申立人は被申立人に団体交渉の開催を申し入れるメールを送るという反応をしている（甲25、甲27）。被申立人が言うところの「日程調整の提案」は、「5月20日以降で再度調整をさせてください」（甲24）という文言を指していると思われるが、この文言からは被申立人が5月20日以降で日程の提示をすることが期待される。

また、被申立人は、8月21日付答弁書において、「申立人は、被申立人からの新たな「解決案」が示されないかぎり団体交渉で

きないと述べていたのであり、第4回団体交渉が開催されていないことについて、その責は被申立人に帰するものでないことは明らかである」（傍点は申立人が付した）とも主張している。しかし、申立人は、被申立人も同答弁書で引用しているように、「早急に解決案をお示しください。そうしないと団交ができません。」と述べていたのであって（甲27）、新たな解決案の提示を求めていたわけではない。申立人は、むしろ、第1回ないし第3回団体交渉で話し合った解決案の方向を模索しているものである。かえって被申立人は、「当法人からのご提案は、代表理事から3月11日にお送りしたメールの通りです」（甲24）、「当法人の見解およびご提案は、従前からお示ししてきたとおりです」（甲26）、「ご回答は従前の通りです」（甲28）、「その余についての被申立人の主張は、従前のおりである」（8月21日付答弁書）と繰り返すばかりで、これまで団体交渉で話し合ってきたことを無視し、合理的な説明をすることもなく、申立人からの要求には応じられないという姿勢を頑なに維持している。なお、「代表理事から3月11日にお送りしたメール」というのは、甲13のことであり、その内容がそれまでの団体交渉での話し合いと食い違っていることは、申立人がこれまで主張してきたところである。

2. 申立人の主張

使用者が自己の主張に固執し、労働組合が団体交渉を通じて話し合い解決を目指している要求事項に対して合理的な説明もなく拒絶することは、形式的に団体交渉を開催する／開催しないに関わらず、労働組合法7条2号に違反する不当労働行為（誠実交渉義務違反）となる。申立人がここまで述べてきたように、被申立人は、これに該当する。

以上より、本件救済が必要である。

以上